

令和 7 年 7 月 8 日

第 1 回多文化共生推進部会

午後6時開会

○文化・国際課長 皆様、こんばんは。それでは、定刻になりましたので、これより令和7年度第1回多文化共生推進部会を開催いたします。

会議開催に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶をさせていただきます。部長、よろしくお願いいたします。

○生活文化政策部長 皆さん、こんばんは。まだ明るいですが、大変お暑い中お集まりいただきありがとうございます。日頃より区政全般をはじめ、国際多文化共生施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。後ほどグラフ等でもお示ししますが、こちらのグラフだと、1月1日現在で、区内の在住外国人の数は日に日に増えている状況がございまして、7月1日時点で再集計したところ、細かい数字まで申し上げますと2万9617人ということで、もうすぐ3万人に手が届くという状況になってきてございます。もちろん過去最高を記録しているということでございます。

この傾向については、今後も増加し続ける見込みでございまして、地域における多文化共生の必要性、また我々でつくっているプランの必要性というものはますます高まってくるのかなと考えてございます。区としても、こういう現実を受け止めて真摯に取り組んでいかなければいけないと考えてございます。

今朝ほどのニュースですけれども、政府のほうで、外国人対応の司令塔として組織を設置しようということを総理が表明なさるといようなことで、まだこのときには、今日表明するよみたいなことだったのですけれども、8日の閣僚懇談会で表明する方向だと、在留外国人らによる犯罪や問題への対応を強化するための司令塔となる事務局組織を来週初めに設置する方針を固めた。石破首相は8日の閣僚懇談会で表明する方向ということで、内閣官房内に新組織を設置して、出入国在留管理庁が所管する出入国や在留資格の管理、また厚労省が受け持つ社会保障制度、財務省所管の納税管理などを一元管理していくといような方針を示されているようでございます。

こちらの外国人に起因するいろんな事件や事故等々ございますけれども、世田谷では、そういう意味では目立った問題はありませんけれども、地域によってはそういう問題がすごく顕在化していて、住民との摩擦も生じているとも認識してございます。また、議会でもそのことを非常に憂慮しているという趣旨の御発言もあろうかと思えます。

それらこれらございますけれども、本日の部会では、区内在住外国人の状況、またクロッシングせたがやの事業について御報告をさせていただきます。あわせて、令和6年度第

二次多文化共生プラン取組状況の報告書の完成に向けまして、先般、部長会のほうでも、今の状況について御説明したところですが、そのプランの各事業における昨年度の取組に対しまして、委員の皆様より忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。夜間での開催になりましたけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

○文化・国際課長 部長、ありがとうございました。

申し遅れましたが、本日、会長への議事の引き継ぎまで司会を務めさせていただきます文化・国際課長でございます。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

次に、本日の部会についての確認と御案内をさせていただきます。1つ目、この多文化共生推進部会は、傍聴を含め公開で行います。2つ目、議事についてですが、議事録や本日の資料等を区のホームページ等で公開します。そのため、速記事業者が入っております、録音もいたします。3つ目、内部の記録用として本日の会議の様子の写真の撮影をさせていただきます。以上の3点について御了承いただければ幸いです。

また、本日の出席者ですが、この部会は過半数の出席での成立となっております。本日は委員8名のうち、現在5名ですが、後ほどG委員がお見えで6名御出席となります。会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。机上に本日の部会の次第と資料1から6を配付させていただいておりますので、御確認をお願いします。1枚目が次第、2つ目が資料1、多文化共生推進部会委員・事務局名簿、資料2、A3の資料が入っているホッチキス留めの世田谷区内在住外国人の状況について、資料3、せたがや国際交流センター事業報告、資料4、「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組み、資料5、令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況の報告について、資料6、令和8年度世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について（予定）でございます。不足等はありませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次第2の議事に移ります。

それでは、これより進行を部会長にお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○部会長 皆さん、こんばんは。物すごい暑さですが、幸いこの部屋は快適なので、有意義な意見交換ができればと思います。

ではまず、次第の2、報告事項(1)の世田谷区内在住外国人の状況につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。

○事務局 それでは、報告事項の(1)世田谷区内在住外国人の状況について、国際・多文化共生担当係長から説明をさせていただきます。

右上、資料2と書いてある資料を御覧ください。こちらの資料では、区内在住外国人数の推移、区市町村別の外国人数、国籍・地域別外国人数、在留資格別外国人数について御報告をさせていただきます。

まず、1枚目のA3資料でございますが、左側のグラフで過去10年間の外国人数の推移、右側のグラフでは令和3年1月から令和7年6月までの月別推移を表しております。令和7年1月1日時点の区内在住外国人数は2万8202人であり、平成28年時点と比較いたしますと1万人以上増加しているというような状況でございます。また、新型コロナの影響によりまして一時的に外国人数が減少しましたが、令和5年以降はコロナ禍前を上回る勢いで増加をし続けており、平成28年から平成29年の増加率が約6%であるのに比べまして、令和6年から令和7年の増加率は10%以上となっております。

右側の月別推移を見ますと、毎年の傾向といたしまして、4月から5月及び9月から10月にかけてほかの月よりも大きく増加する傾向にあることが分かります。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目のA4のほうを御覧ください。こちらは令和7年1月1日時点の東京都における区市町村別の外国人数を比率順、実数順でそれぞれまとめております。左側の比率順の表ですが、世田谷区における令和7年1月1日時点の総人口に占める外国人人口の割合は3.05%となっております。右端に前年の比率を掲載しておりますが、前年の2.78%から0.27%上昇をしております。23区全てにおいて前年よりも比率は上昇しており、東京都全体の外国人比率は前年から0.5%上昇し、5%を超えているような状況でございます。なお、世田谷区は比率順では23区中23位ですが、実数順では23区中10位となっておりますが、こちらは前年度から順位は変わっておりません。

続きまして、3ページ目をおめくりいただきまして御覧ください。上部の左側の表と右側の円グラフは、国籍・地域別の世田谷区の在留外国人内訳となります。その下に全国、東京都の在留外国人内訳を比較して掲載しております。下部ですが、世田谷区の国籍・地域別外国人数上位6か国の過去7年間の推移を載せております。上部左側の表ですが、令和6年1月から令和7年1月までの増減率は、ネパールが34.6%と一番高く、次いでベトナムが31.4%、中国が12.3%となっております。

なお、資料には記載しておりませんが、この中で一番増減率が高いネパール国籍の在留資格別人口の変化を見たところ、1年間で留学の増加率が最も高く227%増となっております。

ました。また、中段にある全国の在留外国人内訳の円グラフを見ますと、1位が中国、2位ベトナム、3位が韓国、東京都ですと、1位が中国、2位韓国、3位ベトナムになっておりますが、世田谷区の場合、3位がアメリカで8%となっていることが特徴として挙げられます。

最後に、4ページ目です。御覧いただきまして、A3になりますが、在留資格別外国人人口について御報告をさせていただきます。こちらは、今年1月に開催した第3回部会においてお示した資料に最新の6月1日時点の数値を入れたものとなっております。令和元年に新設された特定技能が近年大きく増加し続けておりまして、令和7年1月から6月の半年で約150人増加しております。また、令和7年1月には、日本人の配偶者等が特別永住者を上回り5番目に多い在留資格となりました。また、右側には世田谷区、東京都、全国の在留資格別外国人内訳を掲載しておりますが、東京都と世田谷区の内訳がほぼ同様なのに対し、全国と比較しますと、東京都と世田谷区では技能実習が上位8資格には入っておらず、技術・人文知識・国際業務と留学の割合が高いことが特徴となっております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○部会長 ありがとうございました。

ここでもし皆さんから何か聞きたいことがあれば受け付けますけれども、いかがでしょうか。御質問あるいは御意見でもいいですけれども、一応最新データを提供していただいております。

都内でも区部と市部で相当ギャップがある状況ですね。区部だと6%を超えていますけれども、市部だと2.7%ということになっていますね。

先ほど世田谷区の外国人人口の増加率は何%とおっしゃいましたか。

○文化・国際課長 10.7%です。

○部会長 10.7%、1年でということですか。

○文化・国際課長 はい、そうです。

○部会長 私は中野区在勤ですけれども、中野だともう1年で16%を超えていて、23区はかなり高い率で増えているようですけれども、特に皆さんから御質問、御意見……。

○B委員 御説明ありがとうございました。先ほどネパールの方の急増と、特に留学生が多いというお話だったのですけれども、横浜の場合も、ネパールの留学生が増えているのですが、かなりの部分が日本語教育機関、日本語学校に通っている方です。それは世田谷でも同じ状況かということと、そうだとすると、最後の資料の後ろから2つ目のところ

で、在留資格別、参考と書いてあるのですけれども、ここの留学の中に日本語教育機関と書いてあると、より実態に近くて分かりやすいかなと思いました。

○部会長 今の点、いかがですか。

○文化・国際課長 ネパールは、今回留学として記載をさせていただいているのですけれども、その内訳はこちらのほうでもまだ正直、追いついていないので、どちらかというと実際に我々が日本語教室や現場に行って、内訳として実態として分かるものを体感としては記載をしていきたいと思います。また、恐らく日本語学校である可能性はあるとは思いますが、統計に出てくるものとまた違う、さらに細かい実態については、事業などで把握をしていきたいと思います。

以上です。

○部会長 大学だと、私のところだと、ネパールの学生はほとんどいないです。

A先生の大学はいかがですか。

○A委員 御説明ありがとうございます。私の大学も留学生としては中国が一番多いと思います。先ほどご指摘があったように、私もネパールの学生たちがどこで学んでいるのかが気になるところです。おそらく日本語教育機関ではないかと思われました。

○E委員 世田谷区の場合、特に国単位のコミュニティーが形成されているということはありませんか。

それから、最後のページですが、参考のところで、定住者の説明が、「中国在留邦人等」となっていますこれは「中国残留邦人等」の間違いですので、御訂正ください。よろしくお願いします。

○部会長 これはページがないのですけれども、A3の右下の定住者のところの説明の文章です。その「中国在留邦人」が「中国残留邦人」、いわゆる帰国者のことですかね。御指摘ありがとうございました。

○文化・国際課長 では、コミュニティーの御質問をいただきまして、我々も長いことコミュニティーがあるのかどうかというのは様々な機会調べているのですけれども、世田谷区内である1つの国だけのコミュニティーがあるという状況は、今のところつかめていない状況です。

この資料のほうは次回しっかり直しておきます。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかに御質問がなければ、次の資料に移りたいと思います。

では、次に移りたいと思います。続いて、報告事項(2)せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の事業報告について御説明をお願いいたします。

○国際事業部長 公益財団法人せたがや文化財団の国際事業部長です。よろしくお願いいたします。

国際事業部、せたがや国際交流センター、クロッシングせたがやと申しますけれども、こちらについて御説明をさせていただきます。

前回まで部会で御報告した事例については省略をさせていただきまして、今回は令和6年度の事業参加者・施設入所者数の報告と令和7年度の事業を中心に御説明をしたいと思います。

まず、国際事業部の事業参加者・施設来場者の推移でございます。令和2年4月の開館からコロナ禍を経まして、少しずつですが、参加人数は増加をしております。表にございますように、令和6年度の合計は8411人となりました。

続きまして、国際事業部の事業体系をお示ししてございます。公2事業と5つを柱とした市民活動支援、国際交流・異文化理解の推進、ワークショップ・講座、地域日本語教育の総合的な体制づくり、国際事業広報の事業を展開しております。令和7年度もこの事業体系に基づいて事業を実施しております。

では、令和6年度、昨年度の実績人数でございます。コロナ禍を経て、本来の事業計画に沿ったプログラムの展開を図ってまいりました。来場者4927人のうち、日本人の数が4491人、外国人として436人となります。ただし、こちらは目視確認での外国人の集計となっております。

事業の説明でございますが、まずは日常的な業務といたしまして市民活動支援、せたがや国際交流センターの運営について御説明をいたします。センターでは、外国人からのお問合せや御相談に対応し、情報提供や相談機関の紹介など、必要に応じたサポートをしております。令和6年度の来館者数は4927人となりました。昨年は日本語教室の事業が始まったため、外国人のお問合せとともに、来館者数も増加をいたしました。

それでは、令和7年度既に4月から7月に実施した事業とともに御説明をさせていただきます。国際交流・異文化理解の推進といたしましてにはんご交流会、こちらは外国の方と日本人がやさしい日本語を用いて交流するイベントとなっております。先週7月5日に第1回にはんご交流会をテンプル大学ジャパンキャンパスで開催をいたしました。今年度

はテンブル大学で計4回開催予定のほか、日本大学文理学部でも12月に開催を予定してございます。また、新たに社会福祉協議会と連携をいたしまして、世界の家庭のスイーツを題材にした交流会も3月に開催をすることとしております。

続きまして、多文化理解講座についてでございます。毎年開催をしております「やさしいにほんご講座」は、令和7年度は「やさしいにほんごワークショップ」として、4月と秋の2回実施をいたします。また、現在、センターのほうでは館内展示企画といたしまして、パネル展『『やさしい日本語』で伝えよう～つながろう』を7月27日まで開催をしております。

続きまして、外国人を対象といたしました日本文化体験ワークショップの実施にも力を入れております。5月にはいけばな体験のワークショップを開催いたしました。来る9月にはテーブル茶道体験を予定しております。

多文化理解講座では、ほかにもカナダ・ウィニペグ市姉妹都市提携55周年記念のイベントといたしまして、カナダ大使館に御協力をいただき、11月に事業を開催予定でございます。また、区内にございますアンゴラ共和国大使館の訪問も小学生の春休みの企画として予定をしておるところでございます。

難民映画祭パートナーズ上映会です。こちらは難民支援のための映画上映をNPO法人UNHCR協会と連携して開催をしております。本年度につきましては、先月の6月22日に玉川せせらぎホールにて難民映画祭パートナーズ上映会、ドキュメンタリー映画で「ビバ・マエストロ！ 指揮者ドゥダメル挑戦」を上演いたしました。当日は200名を超える参加をいただいたところでございます。

令和7年度も地域日本語教育の総合的な体制づくりに注力してまいります。既に5月10日より第1期の外国人のための日本語教室がスタートしております。第2期は7月12日よりオンライン形式でスタートいたします。本年度は第5期まで実施を予定してございます。あわせて、せたがや日本語サポーター講座の第1期も6月6日から7月6日の全5回も実施をしております。こちらの第2期は10月からの実施となります。ステップアップといたしまして、日本語サポーター講座中級編につきまして、1月に実施を予定しております。

区民国際交流事業、世界のことばでおはなし会です。こちらは今週末になりますが、7月12日に開催をするプログラムとなっております。区内で子育て支援を行う国際交流団体と連携して、今年新たに立ち上げた事業でございます。多文化、多様性をテーマにした親

子交流イベントとして開催をしております。

続きまして、姉妹都市交流プログラムですが、こちらは事業体系にはございませんが、区の姉妹都市交流事業のうち、去年は子どもたちが日本文化に触れるイベントを担当いたしました。今年の去る1月になりますけれども、カナダ・ウィニペグ市からの中学生訪問団と昨年ウィニペグ市を訪問した世田谷の中学生たちとの交流イベントといたしまして、テーブル茶道体験を27人の参加で実施をいたしました。

そのほかの事業といたしまして、まず、JICEとの共催で、「しごとのためのにほんご」講座も実施をしております。また、日本語教室受講者と日本語サポーターと一緒に町を散策するまち歩きツアー、2月末には世田谷区との共催による国際メッセの実施も予定をしております。

国際事業部では、これからも在住外国人をサポートするとともに、より充実した交流事業で世田谷区の多文化共生推進に努めてまいりたいと考えております。

国際事業部からの説明は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料の御説明に関しまして、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、皆さんが考えている間に私からお聞きしたいと思います。2点あります。

まずは、日本語の講座で「全18回＋1」と書いていますが、この「＋1」というのはどういう意味でしょうか。

○事務局 オリエンテーションをプラスワンと計算させていただいています。参加者の方にまず、1回目の前にレベルチェックという形でオリエンテーションを開かせていただいて、趣旨等の説明とともに、日本語のレベルを講師の方々とチェックをする。かなりおできになる方であれば、もう1ランク上の講座を御紹介するというような手順をしております。

○部会長 そうすると、最初に、18回が始まる前にレベル分けを行うプロセスがあるということですね。幾つのレベルに分かれますか。

○事務局 2つです。取りあえず初心者講座の中で、オンラインのものを初心者講座のレベルツーという形で1ランク上げたものに今年度からさせていただいています。そして、昨年度までは全20回だったものを、90分授業を2時間、120分に変更させていただいて、18回という回数に変更もさせていただいています。

○部会長 何分から何分変わったと申しましたか。

○事務局 90分から120分に、30分延長しました。

○部会長 延ばしたのですね。1回にやる時間を延ばすことで、回数はちょっと減ったということですか。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

もう1点の御質問をさせていただきたいのですが、資料でいうと4ページ、スライドだと7と振ってありますけれども、「やさしいにほんごワークショップ」があつて、これは多文化理解講座と書いていて、「外国の文化に興味を持つ人たちが、様々な文化、生活や考え方の違いを学んで互いを理解する講座」とあるのですが、「やさしいにほんごワークショップ」というのは、やさしい日本語について、日本語を母語とする人たちが外国人住民とコミュニケーションをするために分かりやすい簡易な日本語を学ぶワークショップではないのですか。どうしてそれが多文化理解とうたっているのかと思ったのですが。

○事務局 それでは、お答えします。国際事業部はそんなに大きい組織ではないということから、一番最初に体系で御説明したとおり、ワークショップ、講座というものの分類で分けますと、どうしてもそこのポジションにやさしいにほんごという講座が……。

○部会長 スライドの3ページに国際事業部の事業体系がありますけれども……。

○事務局 体系の中で当てはめていきますと、今現在ではそのやさしいにほんご講座及びワークショップは多文化理解講座の中に属すると位置づけてあります。今回の多文化理解講座、4月に行ったものには、クロッシングせたがやの外国人スタッフも参加していただいて、本当にやさしい日本語で外国人に伝わるかというようなインタビュー形式のシミュレーションみたいなものも行いながら、本当に実用的な講座であるか、実用的な会話の練習であるかというのも検証してまいりました。

○部会長 なるほど。つまりやさしい日本語のスキルを学ぶだけではなくて、実際にワークショップの中で外国人の方とコミュニケーションを取る、そこまでこのワークショップの中で行っていて、そのコミュニケーションを取ることで、外国の文化への理解も深めてもらおうと、そこまで入った講座になりますか。

○事務局 狙いとしてはそうです。そういうこともありまして、講座という表記からワークショップと変えさせていただきました。

○部会長 なるほど、分かりました。そこまで広げて解釈すれば、多文化理解講座というのも、御説明を伺って理解はできました。ただ、一般的には、ほかの自治体などの取組の位置づけとは違うかなということで、ちょっと気になりました。ありがとうございます。

ほかの委員の方もどうぞ。

○F委員 御説明ありがとうございます。既に講座が終わっているものもありますよね。そうすると、参加人数というのはどこかに書かれているのでしょうか。令和7年……。

○事務局 終わったものの、令和7年度のものでしょうか。

○F委員 そうです。終わったもの。例えば6月22日とか4月19日とか、5月17日、既に終わっているけれども、どのくらいの方が参加されているのか知りたいと思いました。

○事務局 一応まだ理事会等には通してはいないですが……。

○部会長 おおよそ。

○事務局 おおよそですね。日本語講座に関しましては、毎回20名を定員としているのですが、20名を超える応募がありますので、25でスタートさせていただいて、最終的にやはり、昨年度の部会でも御説明したのですが、半数近くに昨年はなってしまったのですが、今年は結構出席率がよくて、今25で始まって、十七、八名ぐらい継続して残っております。本年度は、昨年度よりも中国の方の割合が多くなってまして、かなり真面目に通われているという印象になっています。

あわせて、外国人のためのいけばな体験教室は、生け花といういわゆる性質上、多くの人数で開催することは難しいですが、今回20名という定員で、前半、後半10名ずつという形で定員を組ませていただいて、当日キャンセルの方を含めて17名の参加となっております。

日本語交流会に関しては、この間の土曜日に開催したのですが、日本人、外国人合わせて71名の参加者、そのうちテンプル大学の日本語を学習している学生の方がいらっしゃるということもあって、半数が外国の国籍の方、半数が地域を中心とした日本人の方となっております。

あともう1件、サポーター講座ですが、これは全5回、全部オンラインで開催するものですが、昨年度40名定員で開催させていただいて、毎回100名を超える方の応募があったということから、オンラインなので、あまり人数を、いわゆる会話をしながらということで、今年は50名と10名増やさせていただいて、第5回目をつい先日、終了しました。こちらはオンラインということもあって出席率がよく、3名ぐらい最初から来られなかった方がいたのですが、大体四十五、六名で毎回開催することができました。

大きいあれで申し訳ありませんが、こんな感じでよろしいでしょうか。

○F委員 上映会は。

○事務局 上映会は210名。

○部会長 難民映画祭。

○事務局 はい、難民映画祭になります。招待したお客さんを入れないで純粋に210名ということになります。

以上です。

○E委員 スライド3です。しごとのための日本語の下に、外国人のための労働相談会というのがありますけれども、これはもう実施されているのでしょうか。

○事務局 これは区と共催で毎年やられている、12月ぐらいです。

○E委員 これは、例えば外国人の方が日常の仕事をされる中で困ったようなこと、トラブっているようなこと、そういったような問題が持ち込まれるということを想定していらっしゃるのでしょうか。

○事務局 様々の専門家の方に御相談できるという会になっております。

○E委員 例えば社労士の方とか、そういう専門家の方が対応されるということですか。

○事務局 そうです。その場に行ってもらって、予約をされて行うので、それに伴った講師の方をお招きすることになっております。

○E委員 これは例えば具体的な相談事例というのはこれから公表される予定はございますか。

○事務局 こちらはどちらかというと区が行っているものの共催で、クロッシングはお手伝いするという形なので、区のほうから報告等は来るかと思います。

○E委員 分かりました。ありがとうございます。

○G委員 御説明ありがとうございました。スライド11ページの世界のこぼれおはなし会について、乳幼児や小学校低学年が対象ということで、小さい頃から多様性や多文化に出会えるすてきな機会だと思っています。ただ、開催の時間帯が13時から15時半という点について、保育園に通うような年齢だとお昼寝の時間帯と重なって参加できない可能性も高いと思うので、来年度以降に実施なさる際には時間帯を御検討いただけたらと思います。

○部会長 御提案としては何時頃の開催がいいと思いますか。

○G委員 子を持つ身としては午前中がいいと思います。

○部会長 午前中、まだ眠くなる前ということですか。今の点、いかがでしょうか。

○事務局 その時間帯の設定に関しては、団体さんともいろいろ協議した上で決定して、

おっしゃるとおり、午前中の時間帯という御意見もいただいたのですが、この時期に団体さんの正直、御都合が、いろいろイベントが重なる時期ということがあるのと、あと準備に時間をかけたいということで、今回は1時過ぎの開催となりました。次回以降、改めて協議する課題だと思っております。ありがとうございます。

○B委員 事業体系のところで、市民活動支援、区内活動団体の支援事業とあるのですが、どんな団体に対してどんな支援をしているのか、この事業について少しお話しいただければと思います。

○部会長 では、御回答をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。今お話に出ました世界のことばでというのも、市民活動支援事業になるのですが、基本的にクロッシングせたがやのホームページ等でも、関連団体の活動はリンク等を貼らせていただいて御紹介をしているのですが、昨年度に関しましては、なかなかその活動が目に見えてこないということで、クロッシングせたがやの中でいろいろな団体さんにインタビュー等をして、活動団体約17団体ですが、その方々のパネル展示を行っています。また、昨年度の事業でいいますと、世田谷海外研修者の会と一緒に、「国際交流 in セタがや」というイベントを長くやらせていただいていた、それも国際団体参加事業の位置づけで行っています。世界展、いわゆる「国際交流 in セタがや」の皆さんが高齢になられたということもあって、今年活動ができないということがございまして、今年新たにいわゆる子育て支援をしている、今回お声がけしたのは4団体さんになるのですが、そのうちの3団体さんが御協力いただいて、いわゆる世界の言葉で絵本を読むだけではなくて、多文化共生をちゃんとイメージさせるようなかるた大会だとか、あと相談会、あとのものづくりのワークショップみたいな形で、結構バラエティーに、それぞれの団体さんが違うアプローチで国際協力をされているので、その強みを生かした内容でエントリーしていただいて、一堂に会するというイベントを行っていきたいと思っています。今後、また、クロッシングせたがやのいわゆる施設を利用させていただいて、そういう団体さんにいろいろ発表の場を提供できればと考えて活動しております。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

○A委員 御説明ありがとうございます。1つ目ですけれども、スライドの10の外国人のための日本語教室①のところで、昨年回数が20回であったものを減らし、今回18回でアレ

ンジされたとのことですが、現在、1クラスの人数は25名でしょうか。

○事務局 25名で設定させていただいています。

○A委員 1クラスのみ開講しているということでしょうか。

○事務局 同時にオンラインとかぶるようにはなっています。

○A委員 日本語教室はかなり人気が高いと推測されますが、参加者や希望者はどのくらいいたのでしょうか。

○事務局 1つの課題としまして、どうしても1シーズンを18回ないし20回でやると、始まってから応募等してくる方が多い。なかなかタイミングが合わないということが多くて、募集の時期を知っている方はそれに合わせて募集をされるということで、それでも多くても40名を超えるか超えないかぐらいの現状です。ただ、例えば年末年始、いわゆるどうしても時間が空いてしまっているときにお問合せをいただくことが多い。やっぱりこちらに在住されている外国人の方が授業を受けたいというニーズと、こちらの開催時期というのがなかなかうまくマッチングできないところが今後の課題かと思っています。

○A委員 ありがとうございます。

合わせて開講時間についてです。1回につき何時から何時まで開講されていたのでしょうか。また、オンライン講座も1回につき何時から何時まで行っていたのですか。

○事務局 オンラインに関しましては、週2回やっています、水曜日が18時半から10時半の夜の時間帯、もう1日が土曜日の10時から12時の週2回行っています。90分から120分に変えさせていただいた理由の一つとして、水曜日のほうはお仕事帰りに来られる方がいて、どうしても遅刻をしてしまう方が多かったのです。90分だと、せっかく来たのに、慌てて60分ぐらいで終わってしまう。120分でやると、その日の振り返りが残りのプラスした30分でできるということで、30分増やさせていただいて、その分回数を減らさせていただいた。

○A委員 御説明ありがとうございます。仕事をされている方にとっては、2時間は長いような気もしましたが。

○部会長 語学の講座としてはちょっと長い印象ではありますね。

○A委員 仕事をされている方が仕事後に2時間受講するのは大変ではないかと思ったのですが、講座の時間帯の設定に意図があることは分かりました。しかしながら、受講者のニーズと提供側の意図を調整も今後必要かもしれません。合わせて、こうした講座のほか、外国人住民が気軽に来て話しができるような学びの場というか、交流の場があっても

よいのではないかと考えています。クロッシングせたがやがそうした居場所になるような何か講座ができるとよいのではないかと考えました。それがワークショップなのかもしれませんが、もう少し敷居を低くしたものがあってもよいかもしれません。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ほかの方、よろしいでしょうか。

では、こちらの質疑はここで終えたいと思いますが、今回の資料が写真が多くて、分かりやすいですけれども、ちょっと情報が少なめな感じがしまして、それで多分委員の皆さんから幾つか質問が出たかと思うので、次回はもう少し情報を増やしていただけると、さらに有意義な審議ができるのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

では、こちらを終えて、次に進みたいと思います。

続いて、報告事項の(3)「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組みについての御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、「世田谷区第二次多文化共生プランに対するご意見等」への取組みについて御説明させていただきます。右上、資料4、こちらを御覧ください。こちらは第二次多文化共生プランがスタートした昨年度、令和6年度に多文化共生推進部会や審議会、区議会等においていただいた主な意見に対する区やクロッシングせたがやの取組、検討状況についてまとめたものとなっております。いただいた御意見につきまして、こちらは第二次多文化共生プランの基本方針及びそれに基づく施策ごとに分類をしております。

まず、基本方針1の誰もが安心して暮らせるまちの実現、施策(1)日本語支援の充実に関しまして、クロッシングせたがやが実施している日本語教室の実施レベルや、実施形態等についての御意見をいただきまして、今年度からは、先ほどもクロッシングせたがやの説明でもありましたが、日本語教室のレベル、2段階に分けて実施をしており、また、より集中的に学び、最後まで継続して学んでもらえるよう、1回当たり1時間半で20回のコースから、1回当たり2時間の全18回コースへ開催時間と回数を変更し、短期集中型としております。

また、施策(2)行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進に関しまして、部会や区議会において庁内の多言語対応についての御意見をいただきました。こちらに関しましては、全庁向けの通訳タブレット端末の貸出しや出入国在留管理庁の通訳支援事業を活用した多言語対応の周知、職員向け研修におけるやさしい日本語の普及啓発等により、庁内

での多言語対応を推進してまいります。また、今年度より男女共同参画センターらぶらすに通訳タブレット端末を配備するなど、各種相談への多言語対応が可能となっております。

続きまして、基本方針2のほうです。真ん中のほうにありますが、地域社会における活躍の推進、施策(1)多文化共生の地域交流促進におきまして、多文化共生の地域づくりに関する担い手の育成といたしまして、日本語サポーター講座の受講者が外国人住民とつながりを持ち、多文化共生の地域づくりの担い手となれるよう、クロッシングせたがやにおいて日本語教室の受講者との交流会やまち歩きツアーを実施しました。

施策(2)区政への参画推進におきましては、外国人アンケート調査の回収率向上に向けた工夫を行いました。先週の金曜日の7月4日、こちらを回答の締切りとしておりましたが、回収率は2割以上となっております、昨年度よりも回収率が大幅に上昇するような結果となっております。引き続きより多くの方の意見把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、基本方針3の多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消につきましてですが、施策(2)学校教育における多文化共生に関わる教育の推進におきましては、平成30年に策定しました「これからの国際交流のあり方」の内容について、近年の外国人住民の増加等社会状況の変化を踏まえまして、交流の拡充となるよう、今後見直しを行ってまいりたいと考えております。見直しに当たっては、庁内会議体や必要に応じて本部会や審議会で意見を諮りながら進めてまいります。

施策(3)多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実における国際平和交流基金助成についてですが、新型コロナウイルスの影響もありまして、申請がコロナ前より伸び悩んでいたというような状況ではありますが、オンラインによる受付も可能といたしまして、今年度の申請件数は前年度が3団体だったのですが、今年度、申請件数といたしましては4団体ということで、1団体増えたような状況でございます。引き続き、申請件数の増加につながるよう、事業の周知等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、その他といたしまして、多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の周知に関してでございますが、区や国際交流センターの各事業等、様々な機会を捉えて条例、リーフレットの配布や説明を行い、周知啓発を行ってまいります。また、条例の周知を通して多文化共生や多様性の理解促進を図るため、8月1日号の「区のおしらせ」に多文化共生の特集を掲載する予定となっておりますので、こちらのほう、区外にお

住まいの委員の方もいらっしゃると思いますので、8月1日号が発行されましたら、データ等を委員の皆様にも共有させていただきたいと思いますので、ぜひ御覧いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上となります。

○部会長 ありがとうございました。

ただいま資料4の御説明をいただきましたけれども、こちらに関しまして何かございますか。

○E委員 施策(3)の団体支援の充実というところですが、今年度は4団体から応募があったという御説明をいただきました。そこで、支援対象となるのは1団体ということなのか、それから、もし、もう既に決まったのであれば、活動の内容についても簡単にお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○文化・国際課長 申請を4団体にいただいています、現在まだ審査中でございます。

近日中に審査結果を御通知して活動を進めていただくような流れです。

○E委員 そうしますと、最終的に支援する対象となる団体の数は決めていらっしゃるわけですね。内容がよければ2団体でも3団体でもということになるのか、あるいは予算上2団体までとか、そういうことになるのか、その辺もお願いいたします。

○文化・国際課長 基本的には予算の範囲内です、現在予算の範囲内に収まっている状況です。ただ、一方で、活動の内容が国際交流の内容に該当するかというところを今審査していて、そこは予算内であっても、合わない団体さんについてはほかの助成金を使っていただくような形になると考えています。

予算に関しては最大100万円です。

○部会長 全体で100万円ですか。

○文化・国際課長 そうです。団体数が決まっているわけではなくて、トータルで100万円。

○部会長 その枠の中で配分するということですか。

○文化・国際課長 1団体当たりの上限が20万円。

○E委員 1団体マックスで20万円ということですね。

○文化・国際課長 20万円まで、5団体まで。

○部会長 5団体まで一応いけるということですね。

○文化・国際課長 はい。

○生活文化政策部長 前はもっとあったのかな。

○文化・国際課長 過去も一定程度あったとは思いますが。

○G委員 ありがとうございます。基本方針3の施策(2)学校教育における多文化共生に関わる教育の推進について、社会状況の変化を踏まえて、交流の拡充となるように見直しと記載いただいています。補足で御説明いただけたらと思う点があります。交流の拡充とはいつたときに、どのような交流を想定していますでしょうか。例えば、国際交流の取組をオンラインまたは現地で実施するなど、様々なやり方があると思いますが、具体的に補足いただける内容があればお願いしたいと思います。

○文化・国際課長 これからの国際交流のあり方の見直しが必要となった背景としては、これは平成30年につくったもので、今から7年前です。まだコロナもない時代ですし、交流の様々な種類というのもようやく多様なテーマ交流が始まったような状態だったと。あと、当時ですと、オリパラを迎えるという機運もあって、ホストタウン交流についても論点にしていました。

現在それを見直す背景となったのは、その時代のことをマイナスと捉えるのではなく、今も既に多様な交流が実施できる可能性もありますし、そこでまだ当時見えていなかった論点とかがあります。例えば様々な大使館との交流であったりとか、教育交流先をより多く拡充していくであったりとか、また、昨今の経済情勢であったり、そういうことを反映して見直していこうという背景で、今作成をしているところです。なので、学校教育における多文化共生の教育の推進というところで記載をしているのは、主に教育交流にも関わる部分ですので、こちらのほうで記載していると。これらを1年で見直すというのはなかなか難しいですので、1年、2年かけて、各所管部の意見なども聞いて見直していきたい、そういう背景で今、作業しております。

以上です。

○生活文化政策部長 ちょっと補足をさせていただけたらと思います。それまでの国際交流は、私ども3つの姉妹都市があるのですけれども、その姉妹都市との交流が中心だったのですけれども、そこを軸に考えていると非常に狭くて、交流の幅が広がらないと。そういう中で、オリパラを機運として、例えばアメリカのキャンプ地になったりしたので、そういう都市との関係とか、それから議会のほうでも、台湾ですとかフィンランド、ヨーロッパのほうだとか、そちらとのつなぎで御紹介をいただいたりとか、これからもっと広げていったほうがいいのかという御指摘もあったのは事実でございます。

姉妹都市を増やしていくというのはなかなか難しく、その中で改めてこの30年のときには、姉妹都市交流ではないけれども、テーマを設定した交流を進めていこうではないかという中で、テーマをどう捉えるのかと。例えば音楽だったり、スポーツだったり、もしくは教育だったりというようなテーマ型を設定して、それで進めていこうというのは平成30年に出来上がった国際交流のあり方だったのです。今般、これが学校教育における多文化共生の枠に加わっているのは、もっと教育の、グローバル化に向けて、もっと子どもたちを海外にという視点もあって、今このチャンネルの中で、国際交流の中で、特に教育の交流を強めていくことも視점에置きながら、その他音楽もありますけれども、ちょっと御紹介したかもしれませんけれども、今度、台湾の高雄市が来るのも、この音楽交流がきっかけになっているのです。

そういう意味で、ちょっと古くなっているのも、改めて今現在、コロナ禍も過ぎ——コロナで一旦国際交流がぱたんと途絶えてしまったのです。その後再開するに当たっても、相手国の状況だとか、また物価がすごく上がってしまったので、我々も子どもたちを送る、海外と交流する予算が非常にかかる感じになってしまったので、その辺を精査して、庁内のオーソライズを得て、また次の区としてのこれからの国際交流のあり方をここでもう1回見直していこうという動きになっているということでございます。

○G委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、コロナ禍では国際交流が少し途絶えてしまったところはあると思いました。一方で、コロナ禍を経たことによって、オンライン環境の整備が非常に進んだと思います。実交流ですと予算の関係で人数も限られてしまいましたが、実交流とオンラインとを組み合わせたハイブリッドやオンラインでの交流などの可能性はより広がっているのではと思いますので、この点もぜひ見直しの際に御検討いただけたらと思いました。

○部会長 ありがとうございます。

○生活文化政策部長 これもまた、この会の中でお示しできるように準備を進めていきたいと思ってございます。御意見をちょうだいできればと思います。

○部会長 1点確認ですが、これからの国際交流のあり方というのは、そういうタイトルの政策文書があるという理解でよろしいですか。

○文化・国際課長 はい、そうです。

○部会長 その文書の所管はこちらですか。

○文化・国際課長 そうです。当時、国際課で、現在は文化・国際課です。

○部会長 なるほど。では、文書自体の見直しの時期がいつか来るということですね。

○文化・国際課長 はい、もう見直しの時期に入っております。

○部会長 もう見直しの時期なのですね。なるほど。では、いずれこの会でも議論する 때가来るということですね。

○文化・国際課長 そうです。素案、案を含めてお示ししたいと思います。

○部会長 だそうです。

○生活文化政策部長 ですから、コロナ禍で交流がどんとなってしまうと、そこから回復してきて、今まさに見直しの時期が来ているのではないのかというところで、今、見直しに着手している。今、お話があったように、オンラインも進んでいますし、どうやって国際交流をこの後——姉妹都市を増やすわけにはいかない。でも、もっとグローバルにいうのではないかとということで、今いろいろ見直しをかけようということでございます。

○A委員 「国際交流のあり方」という文書は、世田谷区のホームページのどこに掲載されておりますでしょうか。現在ホームページには平成30年2月に作成された「これからの国際交流のあり方（案）」は確認できるのですが、いかがでしょうか。

○文化・国際課長 お調べいただいているとおり、ホームページにお出しして、案の状態で、本来、議会にはもう案を取った状態を出しているの、一応当時、担当係長だったのは実は私で、大変申し訳ありません。案を取って……。

○部会長 これは案が取れていないだけで、これ自体がもう成果物ですね。生きているのですね。

○文化・国際課長 成果物で、案は取った状態で公開し直します。ありがとうございます。

○A委員 国際交流については恐らく取り組んでみたいと思っていながらも、やり方や手続きが分からないことも多いと思われます。文書の見直しのさい、国際交流をサポートする体制も合わせて整えていかれると今後スムーズに進展していくかもしれません。海外の小中学生が学校での研修旅行として来日するケースが近年増えているように思われますので、訪問先をアレンジするような部署や場があってもよいかもしれません。そこから継続的な交流へと進んで行くことも考えられます。こうした機会を適宜捉えていくことが今後国際交流を進めていく上で必要かと思いました。

○部会長 ありがとうございます。今、円安基調なので、もしかすると、出かけていくより、受け入れるほうが交流がしやすい状況になるかもしれないですね。

そろそろ次に行きたいのですが、私、1つだけお伺いしたいことがあって、この資料4で、それぞれの御意見というのは、議会等での御意見とおっしゃったのですか。

○文化・国際課長 そうです。主に議会とか、部会とか、審議会とか……。

○部会長 それはここも含めてということですか。

○文化・国際課長 そうです。

○部会長 分かりました。

それで、これは全部は書いていなくて、一部だと思うのですがけれども、例えば基本方針1の中で施策の(3)が入っていないですよね。実は基本方針1の(3)は重点施策になっていて、基本方針3の(1)も重点施策なのに入っていないので、若干そのあたりのバランスとか、気になるのですがけれども、いかがでしょうか。

○文化・国際課長 実際御意見をいただいたものの施策だけを記載しておりましたので、その辺で抜けたように見えるのは、そこは工夫し直して資料としては作り直したいと思います。

○生活文化政策部長 これは人権・男女共同参画課のほうも同じような形で部会に報告しているのです。向こうもいろんな意見があって、男女共同参画推進部会のほうの意見は、人権関係が物すごく多くて、そうすると網羅的になるのですがけれども、この間の御質問なり、御意見なり、議会へのものも含めると、ここに上がってきたものがあって、それを今、御紹介しているという感じになっています。もちろんこの中に既にあるのですがけれども、そういう形で一度お見せしている。バランスを取っていないところもあって……。

○部会長 本来、重点は、世田谷区として特にここは力を入れているぞというところなので、そこに質問とか、意見が来ないのはすごく寂しい感じもします。

○事務局 第二次多文化共生プランが昨年度から始まった4年計画なので、まだ今2年目というところなので、これから皆様から、議会も含めて様々な御意見をいただく中でこの重点とか網羅的にいろんな御意見が今後出されてきて、ここにどんどん、この資料4のほうの表に埋まっていくのではないかと思いますので、まだ2年目というところで、空いている部分が目立っているというような状況かと思っています。

○部会長 分かりました。事務局としてもぜひこの重点は強調していただければと思います。

では、続いて、協議事項に移りたいと思います。協議事項(1)令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況の報告について御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から、令和6年度世田谷区第二次多文化共生プランの取組み状況の報告について御説明をさせていただきます。

右上資料5です。こちらを御覧いただきたく存じます。1番です。趣旨でございますが、昨年度より開始した世田谷区第二次多文化共生プランに基づく施策について、令和6年度の取組み状況を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます次第です。

2の内容でございますが、この後、別紙の概要版に沿って御説明をさせていただきます。

続きまして、3番の報告書の確定についての部分ですが、本日の部会で委員の皆様よりいただいた御意見を報告書に記載し、そして報告書を確定させていただきます。

4番の今後のスケジュールでございますが、本日の部会で御意見をいただいた後、課長級で構成される国際化推進協議会、その後、部長級による国際化推進委員会に報告し、最終的に9月上旬に区議会へ報告するとともに、区ホームページにて報告書を掲載する予定となっております。

それでは、内容の詳細について、別紙でお配りしております令和6年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組状況報告書（概要版）（案）及び報告書本編（案）をお手元に御用意をお願いいたします。本日、時間の都合上、概要版を中心に御説明をさせていただければと思います。

まず、概要版の1ページ目です。概要版を御用意いただきまして、1ページ目でございますが、世田谷区第二次多文化共生プランについてでございます。この概要版に記載の中で、括弧書きで本編P何ページと記載のあるものにつきましては、別冊でお配りしております報告書本編のページを指しておりますので、御了承願います。

さて、世田谷区第二次多文化共生プランは、世田谷区多様性を認め合い、男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく行動計画に当たりまして、昨年度より第二次プランがスタートし、令和9年度までの4年間を計画期間としております。第二次プランの体系といたしましては、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念の下、3つの基本方針を掲げております。3つの基本方針ですが、1、誰もが安心して暮らせるまちの実現、2、地域社会における活躍の推進、3、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消となっております。この基本方針の実現に向けた12の施策に具体的な101の事業を位置づけ、取組を進めておるところでございます。

続きまして、数値目標に移りまして、第二次プランでは、多文化共生の推進に向けた数値目標と基本方針における重点施策に基づく数値目標を設けております。数値目標の(1)の多文化共生の推進に向けた数値目標ですが、本プランが目指す多文化共生の推進に向け、多文化共生が進んでいると思う区民の割合という調査項目につきまして、2025年度末、2027年度末の目標値を定めており、世田谷区民意識調査において、経年調査として数値を把握しております。世田谷区民意識調査につきまして、先週、皆様に資料を事前にお送りした後に、最新の速報値が上がってまいりましたので、そちらを今回記載しております。2023年の第二次プラン策定時の37.7%、昨年の44.3%からさらに上昇しております。46.2%の方が多文化共生が進んでいると思うと回答をいただいております。

続きまして、(2)重点施策に基づく数値目標のうち、①につきまして、こちらですが、基本方針ごとに定めている重点施策に基づいて設定した数値目標となっております。こちらも世田谷区民意識調査での結果を実績数値としております。外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】でございますが、次ページで外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】、こちらについて調査しております。こちらにも最新の速報値を掲載しておりますが、こちらは、どちらも昨年度より低い結果が速報値として上がってきております。

続きまして、(2)の②外国人アンケート調査による把握の部分ですが、こちらを御覧いただきまして、重点施策に基づいて設定している数値目標のうち、1000名の外国籍区民を対象とした外国人アンケート調査結果を実績数値としております。重点①の外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合、重点③の外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合について数値目標を設定しております。こちらにつきましては、現在集計中となっておりますが、2023、2024年度と数値は伸びている状況となっております。

2 ページ中段以降ですが、参考といたしまして、第一次プランを策定した平成31年以降の多文化共生に関する国、東京都、世田谷区の動き、3 ページ目には区内在住外国人数の過去5年間の推移を示しております。時間の関係上、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、3 ページ中段の施策に基づく具体的な取組みについて簡単に御説明をさせていただきます。こちらについては、基本方針1から3まで、それぞれ施策に沿って、施策に対する評価と課題を記載しております。本編では、施策に基づく個別具体的な事業につきまして、実績数値、実績に対する評価、今後の取組を取りまとめておりますので、併

せて御覧いただければと思います。

それでは、3つの基本方針ごとに、昨年度の実績で特徴のところを抜粋して御説明をさせていただきます。

まず、基本方針1の誰もが安心して暮らせるまちの実現に基づく(1)日本語支援の充実についてです。こちらの本部会でも何度か御報告をしておりますけれども、外国人向け日本語教室及び日本語支援ボランティアを希望する方に向けたサポーター講座につきまして、令和6年度より文化・国際課からクロッシングせたがやへ事業移管を行いました。昨年度は、日本語教室を受講した外国人区民と、サポーター講座を修了した日本人住民の交流イベントを開催しまして、日本語を学ぶ人と学ぶ人を支援したい人のマッチング、それぞれが学習したことを実践できる場を提供いたしました。交流イベントの一つでは、産業振興公社と連携したまち歩きイベントにより、三軒茶屋の商店街を回りました。また、地域で日本語教室を運営しているボランティア団体様とクロッシングせたがやとの3者で情報連絡会を行いまして、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができました。引き続き、外国人住民が地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう学習支援を行ってまいりたいと考えております。

(3)生活基盤の充実につきましてですが、令和6年度よりテレビ電話による通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の配置拡大を行いまして、外国人住民の対応が多い窓口等における業務の効率化及びサービス向上につなげることができたと考えております。報告書本編にも記載しておりますが、窓口所管課を中心とした計19か所にタブレットを配置しておりまして、令和6年度のサービス総利用件数は1176件となっております。タブレット端末を導入していない所管課に対しましては、必要に応じて文化・国際課からタブレット端末の貸出しですとか、出入国在留管理庁の通訳支援事業を活用し、多言語での案内を行っております。

(5)ICTを活用した環境整備です。令和6年9月に世田谷区のホームページがリニューアルいたしまして、従来の3言語から131言語への自動翻訳が可能となりました。ホームページにおきましては、外国人住民の方へというページを運営し、相談窓口や日本語教室の案内など、外国人住民にとって必要性の高い情報提供を行っております。引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民がICTを活用して適切な情報を得られるよう工夫をしてまいります。

続きまして、基本方針2、地域社会における活躍の推進に移ります。(1)多文化共生の

地域交流促進では、クロッシングせたがやを含めて様々なイベントを実施し、広く交流の場を提供することができました。せたがや国際メッセにつきましては、令和6年度は成城ホールで実施しまして、約1000名の来場者数となりました。今年度は、会場規模の拡大及びホストタウンコンサートの同時開催を予定しておりまして、参加者数の増加を目指しております。

続きまして、(3)区政への参画推進、こちらにつきましては、区民の多文化共生に対する意識の把握のため、調査やイベントを実施しております。先ほどお話しいたしましたプランの数値目標としている項目の実績数値把握のため、毎年実施している外国人アンケート調査については、報告事項でもお話ししましたが、回収率が低い傾向にあったため、今年度は封筒の大きさや色の変更、礼状兼督促状を送付し、回収率の向上に向けた工夫を行いました。また、外国人との意見交換会につきましては、多文化共生啓発リーフレットの案を参加者に話し合ってもらい、意見を成果物に反映させることにより参加者の区政参画意識を醸成することができました。引き続き調査や交流イベント等を通しまして、区政への参加を促進していくとともに、いただいた意見を参考に、多文化共生の施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。基本方針3、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消についてです。(1)多様な文化を受け入れる意識の醸成におきましては、クロッシングせたがやが多文化理解講座を実施し、多文化理解、多文化共生意識の醸成を図っております。先ほどの基本方針2、(3)区政への参画推進における取組として、意見交換会において多文化共生リーフレットの案をテーマに実施したとお伝えいたしましたが、リーフレットには区民が考えた多文化共生のキャッチコピーなどが掲載された親しみやすい内容となっているため、クロッシングせたがや各イベント等においてこちらのリーフレットを配布いたしまして、広く周知啓発を図ってまいりたいと考えております。また、リーフレットについては庁内でも周知を行い、職員の多文化共生の意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

(2)学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止していた小中学生派遣交流事業が全面的に再開いたしまして、計46名の児童生徒が、姉妹都市であるオーストラリア・バンバリー市、オーストラリア・ウィーン市ドゥブリング区、カナダ・ウィニペグ市の3市を訪れました。カナダ・ウィニペグ市につきましては受入れ事業も実施しまして、ウィニペグの生徒が各受入れ校へ登校い

たしまして、派遣代表団以外の生徒にとっても国際理解の意識を持つことができたというふうに考えております。

今御説明した施策ごとの具体的な取組実績につきましては、別冊の本編に全て記載しておりますので、後ほど御確認いただければ幸いです。

駆け足になりましたが、報告書に関しての説明は以上となります。

○部会長 どうもありがとうございました。

資料5の別紙、プランの取組み状況報告書の61ページに我々の委員の意見を掲載することになりますので、そのために、今日は、今の御説明を受けて、皆様からこの取組についての評価、この部分は評価に値する、この部分はまだ足りない部分があるのではないかと、さらに改善が必要だというような形で、ご意見をいただきたいと思います。指針は大きく3つに分かれていますけれども、順番に見ていきたいと思います。

概要版でいきますと、1ページ、2ページのところがあるのですが、ここについて何か御質問をしたい方はいらっしゃいますか。もしなければ、具体的な取組について、基本方針ごとに議論していきたいと思うのですけれども。

○A委員 御説明ありがとうございました。数値目標(2)重点施策に基づく数値目標の①（世田谷区民意識調査による把握）のところで、直近の調査（2025年度）の数値が下がっている点について、これからの分析になると思うのですが、数値が下がった理由について現時点で何かお考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。と申しますのも、「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」の数値は下がっていますが、一方、数値目標（1）多文化共生の推進に向けた数値目標では「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」の数値は上がっています。そのあたりをどのように解釈されているのかと思った次第です。

○部会長 難しい質問かもしれませんが、事務局としていかがでしょうか。

○文化・国際課長 区民意識調査では、実際内訳というのがありまして、こちらの概要版にはおつけしていないのですけれども、1つ目の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合が下がった、実際その割合、こう答えた方々の数字も下がっているのですけれども、一方で分からないという回答が今年度は非常に多かったです。それが1つの要因かと思っています。

2つ目の偏見・差別が減少としていると思う区民の割合に関しては、やはりいずれも下がっていて、分からないという割合もそれほど増えていないという状況ですので、これは

我々としても真摯に受け止め、また外国人アンケートの結果なども踏まえて、しっかり分析をしていきたいと思います。

○部会長 一番最初の(1)の多文化共生が進んでいると思う区民は増えているのに、でも、外国人への偏見・差別が減少しているというのは少ないということで、一見矛盾しているような印象があったという御指摘だと思うのですが、その点、いかがでしょう。

○生活文化政策部長 世田谷区内にとどまらないで、いわゆる外国人の犯罪ですとか、あるいはコミュニティーの摩擦ですとか、そういった情報がすごく飛び交っている中で、単純に世田谷区内で考えていない可能性もあって、だから、何とも言えないですけども…。

○部会長 これは、例えば(1)は世田谷区において多文化共生が進んでいると思うという設問ではなくて、漠然と聞いているのですか。世田谷区においてと聞いているのですね。

○生活文化政策部長 世田谷区においてとなっていますけれども、捉え方は違ってきているのではないかと思っているのです。ですから、これは……。

○部会長 そうすると、では、偏見・差別も世田谷区においてというのは入っているのですね。世田谷区において外国人に対する偏見・差別は減少していると思うかと聞いているのですか。

○生活文化政策部長 そうです。具体的に、あなたは、例えば区内において外国人等に対する偏見・差別は減少していると思いますかという聞き方、区内においてということです。聞いてはいるのです。

○部会長 なるほど。それでも、今の日本社会全体の状況の影響を受けているのではないかというのが部長の推測ですね。

○生活文化政策部長 そういう影響もあるのではないかなという推測です。ですから、この外国人当事者の意識がどうかというのも少し気になって、お住まいになっている方がどう感じるかというのが上がっていただければいいのかなとは思っています。ですから、日本人として外国人との関係性といったときに、偏見や差別が減少しているのかといったら、いや、そうは思わない、増えているのではないかとか、御自身としてというよりも感覚的にお答えになっている方もいらっしゃるのではないかと。前にもこういう聞き方でいいのかというところだったのでですけども、何々をやったというよりも、どういうものが増えていっているのかという、指標的にこれはどうかという御指摘もいただいたかと思うのですけれども、今、基本計画等もこのような形で進めておりまして、それに倣ってこん

な感じ、ちょっと漠然とした感じの質問になるのです。だから、受け止め方によっては、当事者というより、世の中として答えている可能性もあるかなという気はしています、御自身としてというよりは。

○部会長 そうすると、部長としては、②の外国人アンケート調査で、外国人住民自身はどう感じているか、そこに注目したいと。

○生活文化政策部長 どう思っていらっしゃるかということは非常に興味深いというか、実際どう感じているのだろうかということを当事者としてお答えいただけるなら。

○A委員 御説明ありがとうございました。おっしゃるとおり、数値目標（2）の②（外国人アンケート調査による把握）の結果がまだ出てきておらず、外国人住民自身はどう感じているのかの結果を踏まえて改めて考えたいと思います。ありがとうございました。

○E委員 ありがとうございました。今の点ですが、確かに部長さんがおっしゃるとおり、区内の状況を判断するにはあまりにも情報がなさ過ぎて、どうしても答えるほうとしては、連日メディアで報道される、要するに全国版の情報を基にした答えになってしまうと思います。ですから、その辺のところはやはり報告書の中で説明されたほうがいいのかという気がいたしました。

○部会長 この数字の解釈においてということですね。

○生活文化政策部長 分からないが増えているところから、そうなのかと思ったのです。自分としてなかなか判断がしづらくなっているということなのかと思ったのです。

○部会長 ありがとうございました。

以前にもお尋ねしたかもしれないのですが、多文化共生が進んでいると思うという聞き方をしているのですか。多文化共生が何を指しているのか、個人によって差が非常に大きい印象を持っているのですが。

○文化・国際課長 ここで調査項目としてまとめているのは、確かにこれはこれで正しい記載で、要約としては正しいのですが、例えば質問文そのものを入れるとか、実際の質問は、この1番目、あなたは外国人住民と日本人住民が共に暮らすという視点から見て、世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。

○部会長 なるほど、そこまで言っているのですね。分かりました。

○文化・国際課長 これは2024も2025も同じです。

○部会長 なるほど、そういう聞き方をしているのだったら、答えられるかとは思いますが。

○文化・国際課長 逆に質問文そのものがあつたほうが、こうやって聞いているのだなというの分かるのかなとは……。

○部会長 そうですね。この書き方だとちょっとミスリーディングかもしれないです。

○文化・国際課長 ちょっとタイトルに引っ張られる印象はあります。

○部会長 ありがとうございました。

では、ほかの質問も受け付けたいのですが、いかがでしょう。もしほかはよろしければ、基本方針のほうに行きますか。

では、基本方針のまず1から行きたいと思います。3ページから4ページの前半部分ですが、この部分について、委員の皆様、どんなふうに御覧になったでしょうか。

皆さんが考えている間に私からお聞きしていいですか。(3)が重点施策なので、やっぱり重点に私は注目したいと思うのですが、ここで生活相談窓口の話が出てきていて、一般的にいうと、今大体どこの自治体も、地域日本語教育と外国人相談に力を入れていて、入管庁でも外国人相談に関わる外国人支援コーディネーター研修というのを昨年度始めて、人材育成にも力を入れているのですけれども、相談することで、直接そういった外国人住民への支援になるとともに、外国人相談の内容とを振り返ることで、世田谷区に住んでいる外国人住民の方々がどういう課題を抱えていて、それに対して行政としてどんな取組をさらに進めていけばよいかを考える材料になるのではないかと思いますのですが、そのあたりはいかがでしょう。例えば事務局として、外国人相談の現状、どういう分野の相談が多くて、どういうところで外国住民が課題を抱えているのか、そのような振り返りはされているでしょうか。

○文化・国際課長 本区の外国人相談、窓口として持っているのは、世田谷総合支所の外国人相談ということで対応しています。そこで相談した内容に関しては、その支所内での分析が一定程度あるのですけれども、我々も一定程度これからもアプローチは必要だと思っています。ただ、全体的にこういう傾向にあるという話に関しては、実績に関しては、例えば入管手続とか、雇用手続とか、我々と支所のほうで共有をして対応しているという状況です。

○部会長 重点施策でもあるので、私はそこに力を入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、ほかの委員の方もどうぞ。

○F委員 今のにちょっと近いですが、この相談は対面と電話のみですね。今

後、LINEやメールでやっていくのも、ちょっと入れていただくといいのではないかと思います。LINEやメール相談などの文字で相談するのも、今後いいかと思いました。

○生活文化政策部長 おっしゃるとおりの部分もあるのですけれども、日本語で御質問をされるのか、何語でされるのかあれですけれども、ただ、今のうちの区の能力としては、コミュニケーションを取りながらやっていくやり方で、23ページを見ていただければ、例えば世田谷区、世田谷総合支所だと、合計2247人の御対応をさせていただいたりとか、言葉のニュアンスで違うふうになっても難しいかと、私自身、そう思っています。ただ、手っ取り早く入れた後、それをすぐ御回答できるのか、例えば外国語で来たときにすぐ回答できるのかとか、またそれを翻訳して直すのかとか、すごく時間がかかってしまうかというところも課題かと思っています。

それから、重点として挙げている中では、23番、下のところですが、今まで外国人の相談窓口は世田谷総合支所が窓口だったのですけれども、タブレットを入れたことによって、各総合支所でも通訳に基づいてできるようになっていますので、23番のところで、通訳サービスの利用件数が1176件と書いてあるかと思うのですけれども、この辺は重点として相談業務としては少し拡充が図れたかなと。私どものほうでは、入れたことによって総合支所なり窓口のほうで非常に助かったというか、ちゃんと正しく説明できていなかったこともきっとあったかと思うのですけれども、その辺が非常に解決してきているというのは聞いていますし、需要がどんどん伸びてくるところです。

やはり外国人の方が増えてきていて、窓口へ来て、微妙なニュアンスが伝わらない中で通訳があると、そこがストレートにさっに行くというところがあるので、ですから、この辺がLINEだとかメールだとかで来たときに、レスポンスの問題が私は少し課題かと思っています。もちろん今後、その形でやっていけばいい、もっと件数が増えてくるかと思うのですけれども、文章だと非常に微妙なところがあって、回答もちょっと間違えたら全然違うことになってしまうので。私もちょっとベトナム語をやっていますけれども、少し勉強したことがあるのですけれども、ちょっとしたことで全然違う意味になってしまったりもするので、非常に難しいかなと思っています。

○部会長 部長、ベトナム語を……。

○生活文化政策部長 ほんのちょっと勉強しようかなと思って、ちょっとやったのですけれども、非常に難しいですね。発音しただけでも全然違う言葉に、なってしまったりする

らしいです。非常に怖いなと思って、そんなこともあって……。

今、LINEだとかの相談、例えば人権・男女共同参画課のほうでも男性に向けてLINE相談を入れたりとかしていますけれども、次のステップとして外国人も考えていかなければいけないけれども、どんどん来てしまったときにレスポンス、答えられる体制がまだできていないので、そういうことも踏まえた上での課題かと思っています。

○F委員 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだなと思います。微妙なニュアンス等難しい問題があります。ただ、LINE等は、クリックして、ベトナム語や英語に直す、自動翻訳があるから、逆に電話って聞き取るのにすごく難しいような気がするのです。でも、文になっているところは、直訳の問題もありますが、そこを翻訳機でその場でできるのかと思った次第でございます。

○生活文化政策部長 世田谷総合支所には言語ができる方がいらっしゃるので、そこは全然大丈夫です。他支所のほうにはそういう方がいないので、通訳で、同時通訳みたいな感じで、3者でこういうふうにやるような感じになっているので、そこは間違いがないという感じです。翻訳だとどうしても100点満点ではない、直訳になってしまっているというところもありますし、相手方のほうが略してきてしまうと、翻訳できない、違う意味になってしまったりもするので、なかなか難しいところもあるかと。そうすれば、全然違うのでしょうけれども、こちら側の体制としてというのはなかなか難しい。

○F委員 英語でうまくできれば問題ないかと思いました。

○部会長 B委員は、たしか職場で相談の業務もされていましたよね。今の議論に関して何かコメントがあればいただきたいと思ったのですが。

○B委員 LINE相談は受けています。

○部会長 横浜市国際交流協会さん。

○B委員 として受けています。そんなに件数は多くないようですけれども、来ているというのと……。

○部会長 ほかの御質問でも大丈夫ですよ。

○B委員 12言語対応があるので、相談が入ったときに、御希望の言語で通訳会社につながっています。それとは別に、最近言っているのは、最初から生活情報として必要なものの動画などをつくっておいて、それを見てもらってから実際の相談に入るとか、情報提供の部分を多言語で厚くしていこうねというようなこと。区役所の方と話すと、各部署の方がそういうことをおっしゃったり、取り組んだりしているようなところはあります。

○部会長 ありがとうございます。あとはこの基本方針1に関してはございませんか。

○B委員 やさしい日本語の研修の実施というところで、本編だと17ページ、9番だと思うのですが、各職場とか、職員が、職員向けの研修といったときの対象者の範囲がどのくらいなのかというのが気になりました。というのは、区民向けのサービスを提供している施設などはたくさんあると思いますので、そういったところでやさしい日本語を使える人が増えるとすごくいいと思っていて、状況を確認できたらと思いました。

○部会長 研修の対象、範囲をお願いいたします。

○文化・国際課長 このやさしい日本語研修は窓口対象ということで、そこにはあえて絞ってなくて、窓口を抱えている所管、逆に窓口を取りまとめるような本庁組織の所管、全部含めて全庁的に均等になるように対象者を選んでいきます。その対象者の方がしっかり職場に戻って考えられるようにと考えております。

○部会長 それはいわゆる本庁の職員ということですか。保健所のスタッフの方とか、そういった方々まで広がっているのか、そうではなくて、あくまでも本庁の事務職の方たちということですか。

○文化・国際課長 また、ホームページにも区民の皆さん向けにやさしい日本語をホームページに出しております。

○B委員 例えば公民館施設のようなところであるとか、美術館、図書館とか、そういった区民の方が利用するような施設でも……。

○部会長 区民サービスの……。

○B委員 そういった職員に対してもこういった研修をされているのかというところですか。

○文化・国際課長 我々でいえば、美術館であったりとか文学館、前に外郭団体が指定管理で受けているような施設に関しては対象になっておりませんので、そこは委託元、指定管理の指定元の所管課から各財団のほうに周知をして、こういう取組への理解を求めるという形でやっていきたいと思います。

○部会長 残りあと15分ほどですが、もしよければ、基本方針2のほうに移ってもよろしいですか。

では、2に関してはいかがでしょう。ございませんか。

では、また後で戻ってきてもいいので、3に進みたいと思います。基本方針3はいかがでしょう。ございませんか。

では、私から聞かせてもらいます。5 ページで、学校教育ですけれども、学校において児童生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行いとあるが、ここでの国際理解教育というのはどんな教育をされているのか、所管が違くと答えが難しいかもしれませんが、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○文化・国際課長 本編の55ページを御覧いただければと思うのですが、ここで教育指導課まで、94から97まで関連の施策を書いていたこと、国際理解教育は94です。海外都市との交流という意味ですと、姉妹都市交流ですけれども、もともと学校教育の中で、様々な国や地域の人との交流であったりとか、国際理解を深めるような授業を通常教育課程の中でやっています。国内留学であったりとか、小学校での英語体験、またオンラインでの海外交流プログラムなどを実施していたところで、そういった学校教育の中で行っている国際理解教育の一つのカリキュラム、そういったものを実施しているという状況です。

○部会長 ここに実績に対する評価とあるのは、これはどなたが評価したことになるのですか。

○文化・国際課長 教育指導課、所管課でございます。

○部会長 所管課ですか。なるほど。そうすると、ここに児童生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童生徒に提供することができたとあるのですが、ここでの国際理解と異文化理解がどういう使い分けをされていて、ここでの異文化理解が何を指しているのか気になるのですが、多分これは所管の方でないとお答えが難しいでしょうか。

○文化・国際課長 教育委員会のほうで国際理解と異文化理解を恐らく単語として使い分けていると思いますので、その辺の真意であったりとか、さらに解説、法則が必要であれば、記載の変更とかも、所管と調整していきたいと思います。

○部会長 後日でいいので、どのように解釈されているかを教えていただきたいと思います。

私自身の意見としては、多文化共生の教育を世田谷区では進めていただきたいと。その場合、多文化共生の教育というのは、この地域で様々な文化背景を持った人たちが共に生きていく、そのための教育ということを入らせていただきたいと思います。ですので、ここでの言葉にどういう意味合いが込められているのかは関心を持っております。

では、ほかの委員の方、いかがですか。

○A委員 ありがとうございます。教員向けの人権教育研修についてどのような内容が、行われているのかについて、55～56頁に記載はございましたでしょうか。

○文化・国際課長 一番下の行の98です。事業推進担当課、これはまた教育委員会の中でもちょっと所管が違ってまして、教育課程であったりとか、それを補足する教育事業を所管している課で担当しています。小中学校の教員を対象とした人権教育であったりとか、重点である外国人をはじめ子ども、障害者、性自認、性的指向などについての理解を深める、そういった指導を実践しているという状況でございます。

○A委員 ありがとうございます。教員の人権教育研修については教育委員会の教育指導課ではなく事業推進担当課が行い、一方、学校、児童生徒に対するの多文化共生に係る教育は教育指導課が担当するなど、両者を分けて担当しているのでしょうか。

○文化・国際課長 お話しのとおりです。

○A委員 多文化共生の教育の推進という点では、二つの課の連携も必要ではないかと思われました。

○部会長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方、いかがですか。

○E委員 姉妹提携、今3か所ということですが、これ以上増やすのはちょっと予算的にも無理だというお話をいただきました。それで、この姉妹提携を結んでいる都市と子どもたちの派遣先というのはどうしてもリンクさせないといけないということでしょうか。というのは、冒頭の区内の在住外国人の数を見ても、圧倒的にアジアからの方が多いわけです。ということは、やはり子どもたちの日常生活の中で接する機会の多い方というのはどうしてもアジア人だと思うのです。ところが、一方で、子どもたちに国際感覚を身につけさせるために派遣する先は、どうしても欧米先進国になってしまう。その辺のところのギャップが気になっております。

○文化・国際課長 現在、お話しのとおり、3姉妹都市との行き来であったりとか、こちらから行く交流がメインになってございます。それは、これまでの姉妹都市提携の関係もありますし、子どもたちには1つ親善訪問団の側面があって今実施しているところです。

一方で、姉妹都市交流にかかわらず、様々な国際交流をテーマに設定してやっていきたい。その一つとして教育交流があるわけで、教育交流先というのは区としても積極的にまた探していきたいというところです。その一環として、かつてフィンランドに教育交流に1回行ってみたりとか、また台湾の都市との交流を模索したりという取組は今やっていま

す。またポートランドに関しては、教育交流というところを今進めているところですので、姉妹都市に限らず、教育交流先として、相手の思いであったり、こちらの思いと合うところがあれば、それは広げていきたいし、それによって世田谷の教育交流、さらには国際交流が進展するように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○生活文化政策部長 議会からもアジア圏というお話をいただいていますので、それから、近いので、子どもの負担ということで考えても、アジアに近いということもあるので、今後、教育のチャンネルなり、またスポーツだったりなんなりとか、別のテーマ型でアジアもターゲットに入れて考えていくべきだろうと考えています。

○E委員 よろしくをお願いします。

○G委員 基本方針2でも大丈夫ですか。——ありがとうございます。本編だと41ページかと思いますが、重点項目のうち57番に、町会・自治会などの活動団体に対する理解の促進という項目があります。取組の実績を拝見すると、転入者等に対して町会・自治会加入促進のチラシを配布されており、実績に対する評価としては、町会・自治会会員が外国人住民に話しかける1つのきっかけとしてチラシを役立てているという記載があります。転入者に対してチラシを配布することが、この評価として記載された事項にどのようなつながるのかを補足でご説明いただけますでしょうか。また、転入者等の等にどこまでが含まれるかは分からないのですが、理解促進という観点に照らすと、対象を転入者に絞らずとも、通常の日常生活の中でも何らか理解を促進できる取組もあるのではとも思いまして、少し補足説明をいただけたらありがたいです。

○文化・国際課長 これは町会・自治会活動理解促進ということで、転入者の方向けにまずは一義的にはお配りはしていると考えています。ただ、一方で、様々外国人住民の方と話す機会の中では、チラシを町会さんのほうもお持ちですので、もし御興味があれば、また積極的にということでお声かけはしていますので、転入者の方、また既にお住まいの方、両方の方に対応できるように配布を今行っているという状況です。それを踏まえて、そのチラシをさらに役立てて、多文化共生を町会・自治会からも進めていくというような評価、また今後の取組を記載していると考えております。

○生活文化政策部長 私のほうからも。私どもで把握し切れていないのですけれども、町会・自治会さんのほうで、例えば防災訓練みたいなのをやりますよというのを多言語化して配っていただいたりしているのです。その辺、私どもが直接やっていないものですか

ら、こういったことをきっかけに、あとはやっぱり町会・自治会としても加入者数が減っているという現状の中で、外国人の方に入ってもらって一緒にやっていきたいという思いが非常に強いのです。独自の中でそういうふうに行っているところもあるのですけれども、ちょっとそこをリサーチし切れていなくて、現物を見たときに、ここまで丁寧に行ってくれているのだと、私も拝見したことがあるのですけれども、それを全区的にちょっと把握できていないのが現状でございます。そういうところでもちょっと期待しているところもございますが、今後、地域行政課のほうにもそういった取組についてリサーチできたらと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

では、次に移りたいのですが、その前に1個だけお尋ねします。55ページ、56ページのところで、97番の多文化共生事例の紹介というところで、各学校が独自につながるには、大使館や留学生等々、オンラインを活用するなどしてとあるのですが、ここでの留学生がどういう留学生なのか、できれば同じ地域に暮らしている留学生だいいと思いますので、その点も先ほどと併せて御確認いただけると幸いです。

では、もう1個あった協議事項の(2)令和8年度世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について、こちらも手短に御説明いただけると幸いです。

○事務局 最後です。資料6です。こちらは令和8年度の世田谷区における外国人区民意識・実態調査の実施について御説明させていただきます。

令和6年3月に策定した現在の第二次多文化共生プランですが、こちらは令和6年度から9年度までの4年間を計画期間としております。令和10年度から開始する次期プランの改定に当たりましては、区内在住の外国人の標準的な生活状況並びに区に対しての満足度及びニーズを量的調査によって明らかにする必要があります。つきましては、プラン改定に向けての基礎資料とすることを目的としまして、令和8年度に世田谷区における外国人区民の意識・実態調査を実施する予定でございます。

2番の調査の概要につきましてですが、まず(1)の調査地域ですが、世田谷区全域を調査区域としまして、世田谷区5地域、世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域の5地域に分類をいたします。

(2)の調査対象につきましては、①の令和8年4月1日時点で15歳以上の外国籍区民と②としまして、特定技能制度における地域の共生施策に関する連携における協力機関に所属する在住外国人を対象としたいと考えております。ちなみに②につきましてですが、こ

ちらは今年の4月に特定技能基準省令の一部改正に伴いまして、特定技能所属機関が地域地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、必要な協力をする事として協力確認書を地方公共団体へ提出する必要があるというふうにされまして、こちらの協力確認書が受け入れる特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び居住地が属する市区町村のそれぞれに提出する必要があるというところで、世田谷区でもオンラインと郵送で事業者さんから協力確認書の提出を受け付けておりまして、現時点で300以上もの事業者から確認書の提出をいただいているところでございます。こちらの協力確認書の提出期間にアンケート調査の協力を依頼しまして、より多くの在住外国人の意識、意見を把握できればと考えております。

(4)の調査期間につきましては、令和8年5月下旬から6月下旬を予定しております。

(5)調査項目に関しましては、全体で50問程度を予定しておりまして、事務局のほうでまず案を作成いたしまして、今後、審議会及び本部会において、委員の皆様から御意見をいただきながら確定できればというふうに考えております。

(6)その他につきましてはですが、調査票の作成に当たってはルビつき日本語のほか、英語、中国語、韓国語の調査票を作成し、調査対象者1人に対して日本語版調査票と外国語版調査票を1部ずつ送付することを予定しております。同封する外国語版調査票は、中国籍の方には中国語、韓国または朝鮮の方には韓国語、それ以外の国籍の方には英語を送付する予定としております。また、調査票表紙の2次元コードより、こちらに記載の言語の調査票にアクセスできるようにしたいと考えております。

最後、裏面を御覧ください。スケジュールでございますが、本年10月の第2回の部会におきまして、調査項目案を皆様にお示しさせていただきまして、その際に御意見をいただければと考えております。その後いただいた御意見を基に調査票の案を作成しまして、来年1月に予定している第3回の部会で御確認いただければと考えております。2月中に調査票を確定させ、来年の5月下旬から6月下旬で調査を行い、10月頃をめどに報告書を作成する見込みを予定しております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○部会長 ありがとうございます。調査対象の②というのは、今までなかった項目かと思うのですが、皆さん、お分かりになりましたか。どういう人たちなのかというのは、いま一つ分からなかったのですが、そこだけ補足していただけますか。

○文化・国際課長 この(2)の②の特定技能制度における地域の共生施策に関する連携と

というのは、今年の4月から実際の届出をいただいているものです。この特定技能制度における地域の共生施策に関する連携というのは、実際に外国人の方を雇用していって、そういう外国人を雇用している事業所に関しては、こういう共生施策に関して、外国人の方が住んでいる自治体、また事業所がある自治体に対して、協力の申出をする一種の努力義務のようなものが位置づけられました。それを登録していただいて、区としては、事業所がある自治体さん、もしくは住民がいってやる事業者さん、それぞれから書類をいただく、それが今300程度連なっているという状況です。

○部会長 300程度というのは300人ということですか。

○文化・国際課長 300事業所です。

○部会長 そうすると、①が2000人標本数で、②はどのぐらいの規模になるのですか。

○文化・国際課長 この②の方々に関して、事業所としては我々は分かるのですけれども、事業所からお勤めの方に周知をしていただくので、その会社に10人いるかもしれないし、100人ぐらいいるかもしれない、ちょっと母数が特定はし切れないですけども、ただ、実際にお住まいで、お勤めの方を確実に把握できる手段だとは思っています。

○部会長 特定技能外国人を受け入れている企業が世田谷区内に300あるということなのですか。

○文化・国際課長 300は届け出いただいているだけであり、実際にはもっとあると思います。

○部会長 なるほど。ありがとうございます。

では、どうですか、皆さん。

○事務局 全ての事業所にアンケートを取るというのではなく、多分300の事業所で全て取ると、仮に5人いたとしても、1500人とかになってしまうので、その辺の事業所の人数とかは、また皆様ときちんと御相談をしていき、今回初めての試みとなりますので、通常の2000人プラス、特定技能の方ばかりやると、属性が特定技能の……。

○部会長 そこでバイアスがかかりますよね。

○事務局 になってしまうので、ちょっとそこも危惧するところがありますので、御相談させていただきながら、どのぐらいの標本数が必要かというのは、ちょっとまた調整させていただければと考えております。

○部会長 普通に考えれば、世田谷区に住んでいる外国人全体の中で、特定技能の人が何%ぐらいかを踏まえて想定するのがいいかと思いますけれども。

○生活文化政策部長 イメージ的には、例えば川崎の事業所で世田谷区に住んでいる外国人の方が働いていたとしたときに、届けを出せという形になったり、世田谷区のほうからこのアンケートをまいたよということを周知して、届いていたら、もう絶対出してねということを事業主から言っていただくとか、そういうアプローチもあるかなと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

これはあと次の部会とあともう一つ先の部会で具体的な検討があるということで、今日は大枠の御説明をいただいたということですよ。何かこの大枠の御説明で気になるところがございいますか。

○生活文化政策部長 あとは定例的な調査もしなければいけないところもありますから、大幅になかなか変えるというのは難しいですけども、トレンドは入れていかなければいけないだろうと思っていますので、その点、御意見を頂戴できればと思っています。

区民委員の方々は、多分男女共同参画推進部会のほうでもいろいろと調査で、経年があるからということで、なかなか調査項目が決まらなかったりと大変だったりもするのですが、その辺も含めて御意見を頂戴できればと思っています。

○部会長 どうでしょう。今日の段階で何かコメントされたい方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

では、私、1つだけですが、これは毎回申し上げているのですが、自治体によっては、外国人区民だけではなくて、日本人区民に向けても意識調査をやっているのですが、世田谷区としてはそのあたりはいかがでしょうか。

○生活文化政策部長 やります。

○文化・国際課長 区民向け、外国人ではない日本人に関しては、区政モニターという制度がありますので、そちらで、また区民意識調査も併せて情報を把握しているという形になります。

○部会長 分かりました。それは、でも、結構限られた質問という感じではないのですか。今おっしゃられた調査は、本格的な調査になるのですか。

○事務局 区政モニターは10問程度、全体でほかの所管の質問も入ってくるので、その中で多文化共生については10問程度で設けて、記述も含めて質問しています。

○部会長 今年もそれはあるということですか。

○事務局 今年も秋にやります。

○事務局 記述なんかは結構たくさんいろいろな御意見、賛否いろいろ含めていただいていますので、そちらのほうを参考にさせていただいているところでございます。

○部会長 分かりました。では、ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、終了予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、これをもちまして本日の議論、審議を終わらせていただきたいと思います。

では、進行を事務局にお戻しいたします。

○文化・国際課長 皆様、本日はお忙しい中、御参加いただきありがとうございます。また、議論も御意見もいただきましてありがとうございます。今後の検討に向けて参考にさせていただければと思います。

まず、今日、意見・質問票をこの紙でお配りしていますけれども、今日の御議論の中で言い足りなかったこと、内容が足りなかったことがございましたら、後ほど事務局へお寄せいただければと思います。こちらは後ほどメールでお送りいたしますので、メールでお送りしたものを、ちょっと期限が短くて大変恐縮ですが、来週7月15日火曜日までに事務局のほうにお戻しいただければと思います。

○部会長 これは要するに61ページに記載する委員の御意見ですね。

○文化・国際課長 そうです。今日いただいた内容と重複しても構いませんし……。

○部会長 ボリューム的には今日の意見で足りる感じですか。それともちょっとまだすかすかだなとか、そういうことはありますか。

○文化・国際課長 足ります。足りますが……。

○生活文化政策部長 お伺いし切れていないのではないかなというのもあるので。

○文化・国際課長 今日の中で。

○部会長 時間も限られていましたからね。

○生活文化政策部長 いただき切れなかったのです。

○部会長 では、追加でぜひ皆さん、御意見を送ってください。

○文化・国際課長 よろしく願いいたします。実際にその御意見の記載方法などについてまた御相談させていただければと思います。

今後のスケジュールですけれども……。

○部会長 文案を出していただいたのを、一度我々は確認をさせていただけるのですよね。

○文化・国際課長 そうです。

今後のスケジュールの御案内ですけれども、第2回の多文化共生の推進部会を10月頃、第2回の男女共同参画・多文化共生の推進審議会を11月頃の開催予定でございます。また日程はこちらのほうから調整をさせていただければと思います。

そのほか補足等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日はありがとうございました。

午後8時10分閉会